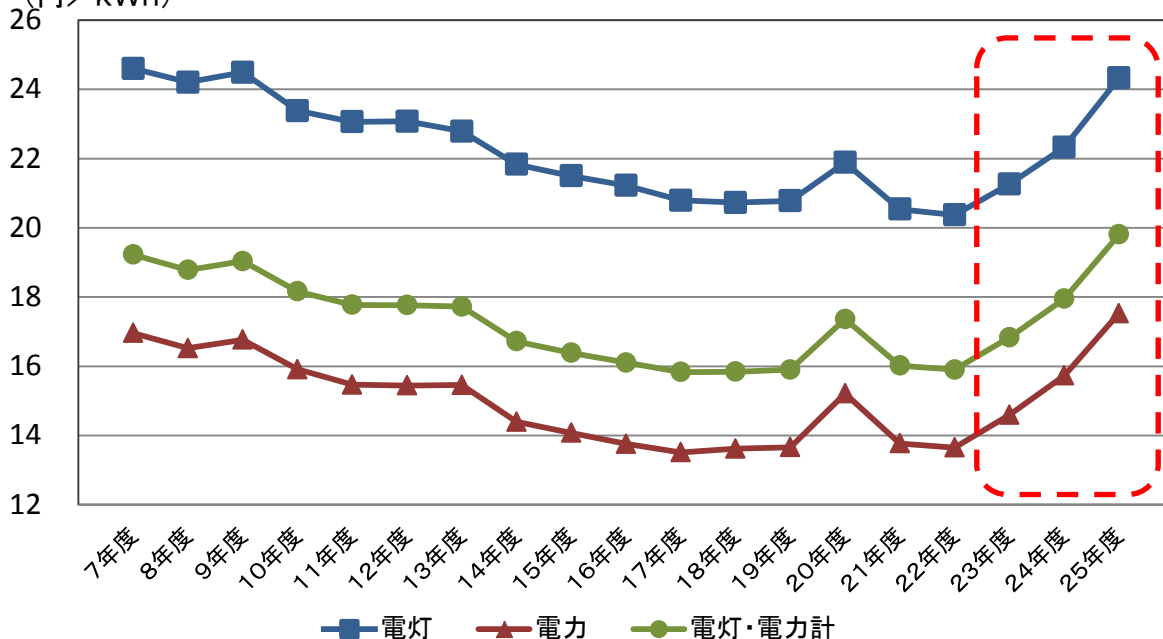


電力システム改革の概要

平成26年10月
経 済 産 業 省

1. 戦後、我が国においては、民間電力会社10社の垂直一貫体制による地域独占と、総括原価方式により投資回収を保証する電気事業制度の下、大規模電源の確保と地域への供給保証を実現し、国民生活の発展や経済成長を支えてきた。
2. 平成7年に発電部門において競争を導入し、また、平成12年以降、電気の小売事業への参入を段階的に自由化し、全需要の約6割まで自由化範囲を拡大。こうした改革による競争の導入は、東日本大震災までの間、電気料金が継続的に低下するなど、一定の成果を挙げてきた。
3. 他方、現状では、小売市場における新規参入者のシェアは自由化された需要の約4.2%に留まっており(平成25年度)、また、一般電気事業者による地域を越えた直接的な競争もほとんど生じていないなど、活発な競争が行われているとはいいがたい面もある。

(円/kWh) 一般電気事業者の電気料金の推移(平成7年度～25年度)



平成23、24、25年度の電気料金の比較(単位:円/kWh)

	23年度	24年度	25年度
電 灯	21.26	22.33	24.33
電 力	14.59	15.73	17.53
電灯・電力計	16.83	17.95	19.81

1. 東日本大震災や原子力事故を契機に、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになった。具体的には、
 - ①原子力への依存度が低下する中で、分散型電源や再生可能エネルギーをはじめ、多様な電源の活用が不可避となった
 - ②電気料金の上昇圧力の中で、競争の促進などにより電気料金を最大限抑制することが一層重要になった
 - ③地域ごとに供給力を確保する仕組みではなく、広域的な系統運用を拡大して発電所を全国レベルで活用することが必要
 - ④電力会社や料金メニュー、発電の種類を選びたいという需要家のニーズに多様な選択肢で応えることが求められている
 - ⑤需要に応じて供給を積み上げるこれまでの仕組みだけではなく、需給の状況に応じて、ピークとピーク以外の料金に差を付ける等の工夫によって、需要抑制が必要になった。
2. このような課題に対応し、これまでの、地域ごとに独占的事業者が供給する仕組みを見直し、様々な事業者の参入や競争、全国レベルでの供給力の活用、需要家の選択によるスマートな消費など、より柔軟なシステムにより、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めることへの社会的要請が高まった。

I. 電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給を確保する。
2. 電気料金を最大限抑制する。
3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する。

II. 電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大。
2. 小売及び発電の全面自由化。
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保。

III. 電力システム改革の3段階の実施スケジュール

電力システム改革を以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進める。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域系統運用機関(仮称)の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (※第2段階、第3段階の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定)
【第2段階】 電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)6月11日成立
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

1. 安定供給を確保する

震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、送配電部門の中立化や需要側の工夫を取り込むことで、需給調整能力を高めるとともに、広域的な電力融通を促進。

2. 電気料金を最大限抑制する

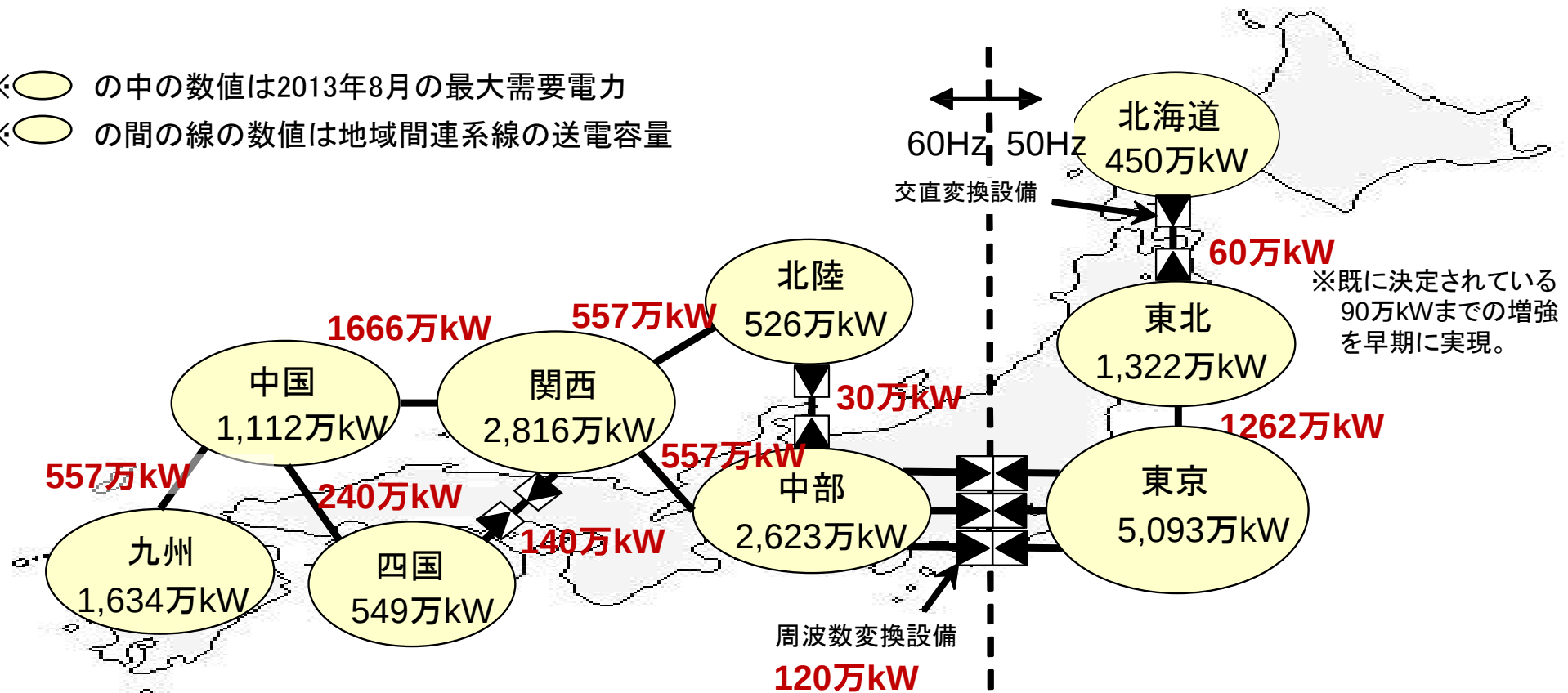
競争の促進や、全国大で安い電源から順に使う(メリットオーダー)の徹底、需要家の工夫による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制。

3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じて、イノベーションを誘発。

1. 現行制度では区域(エリア)ごとの需給管理を原則としており、需給ひっ迫時の他地域からの電力融通など、広域的な系統運用は事業者の自発性に委ねられている。
2. 広域的な系統運用を拡大して発電所を全国レベルで活用する仕組みとして、広域的運営推進機関を創設。周波数変換装置の増強や地域間連系線の運用見直しにより電力会社の区域を越えて電源を有効活用し、需給を調整。

※  の中の数値は2013年8月の最大需要電力
 ※  の間の線の数値は地域間連系線の送電容量

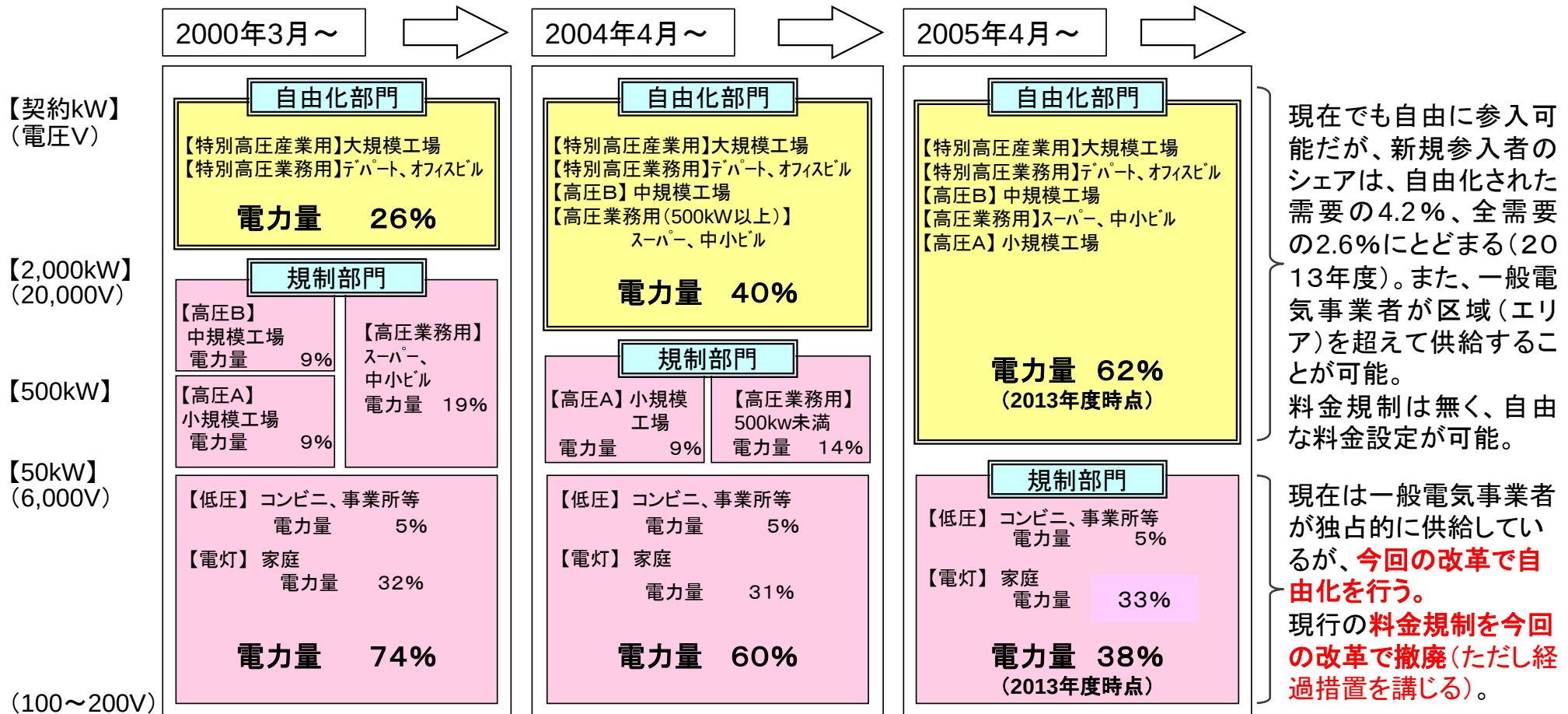


※既に決定されている90万kWまでの増強を早期に実現。

- ・ 送電容量の数値は、会社間連系設備としての設計上の送電能力を表したものの。
- ・ 実際の系統運用における送電可能量(運用容量)は、設備故障を考慮した通過電流制約、安定度制約等により制約され得る。

※2020年度を目標に210万kWまで増強。それ以降できるだけ早期に300万kWまで増強。

1. 我が国では、平成12年(2000年)以降、小売分野の自由化を段階的に実施。
2. 家庭等への小売の参入を自由化し、一般家庭の電力選択を実現するとともに、競争を通じて電気料金の最大限の抑制を図る。
3. 料金規制は段階的に撤廃し、ピークシフト料金などによる需要抑制をしやすくする。料金規制撤廃後も、最終保障サービスや離島対策を措置。供給力確保のための新たな枠組みを設ける。



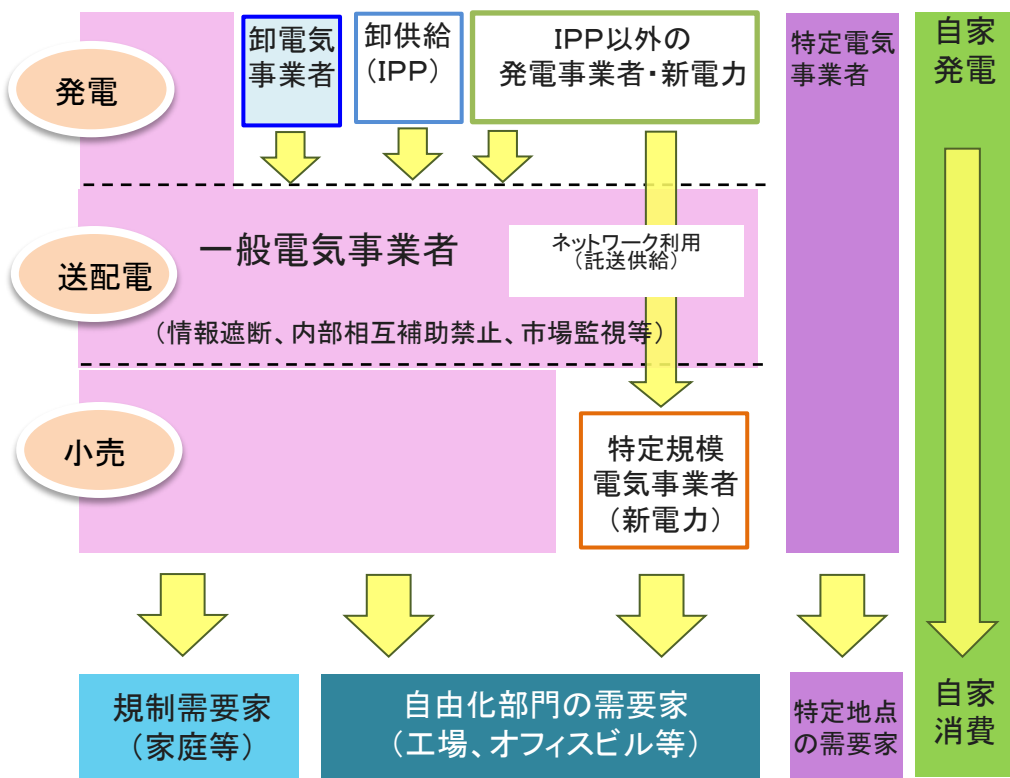
(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、平成16年(2004年)4月に特別高圧需要家(原則2千kW以上)に拡大。

小売参入全面自由化(第2弾改正)に伴う電気事業類型の見直し

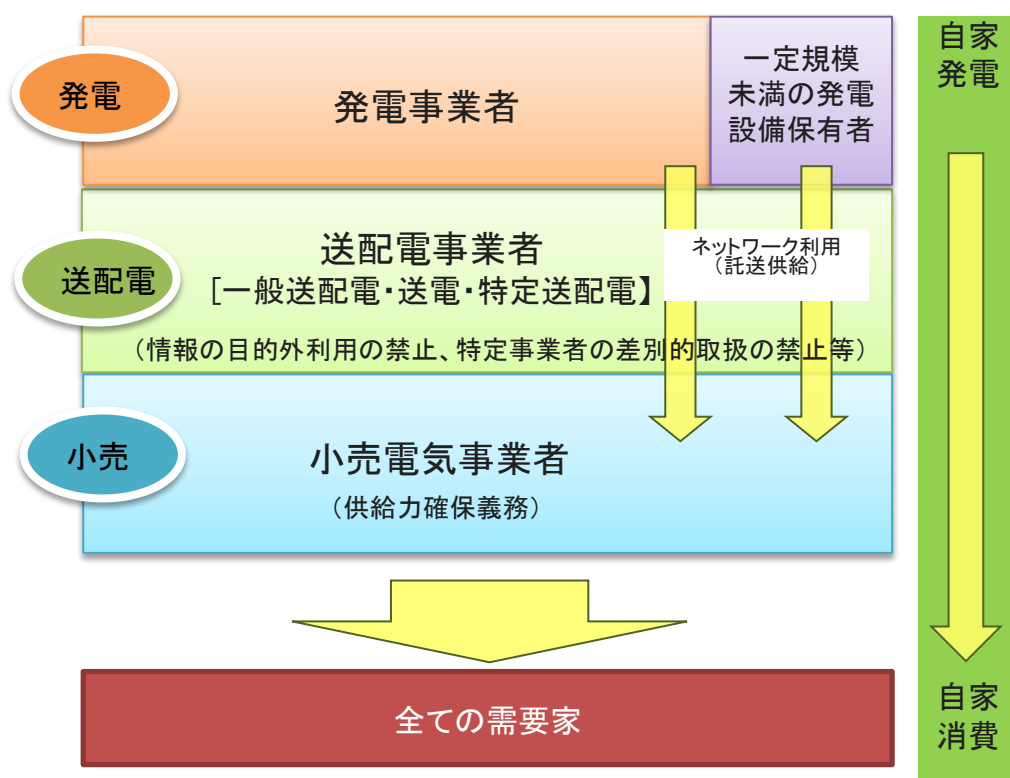
7

1. 小売参入全面自由化により、「一般電気事業」や「特定規模電気事業」といった区別がなくなることから、現行の電気事業法の事業類型を抜本的に見直し、垂直一貫体制を前提としない事業類型を基本とする制度に転換。
2. 具体的には、発電事業、送配電事業、小売電気事業ごとに、それぞれの事業の特性に応じて、参入・退出規制や各種義務を課す(発電事業は届出制、一般送配電事業・送電事業は許可制、小売電気事業は登録制とする)。

現在



小売参入全面自由化後(2016年(平成28年)～)

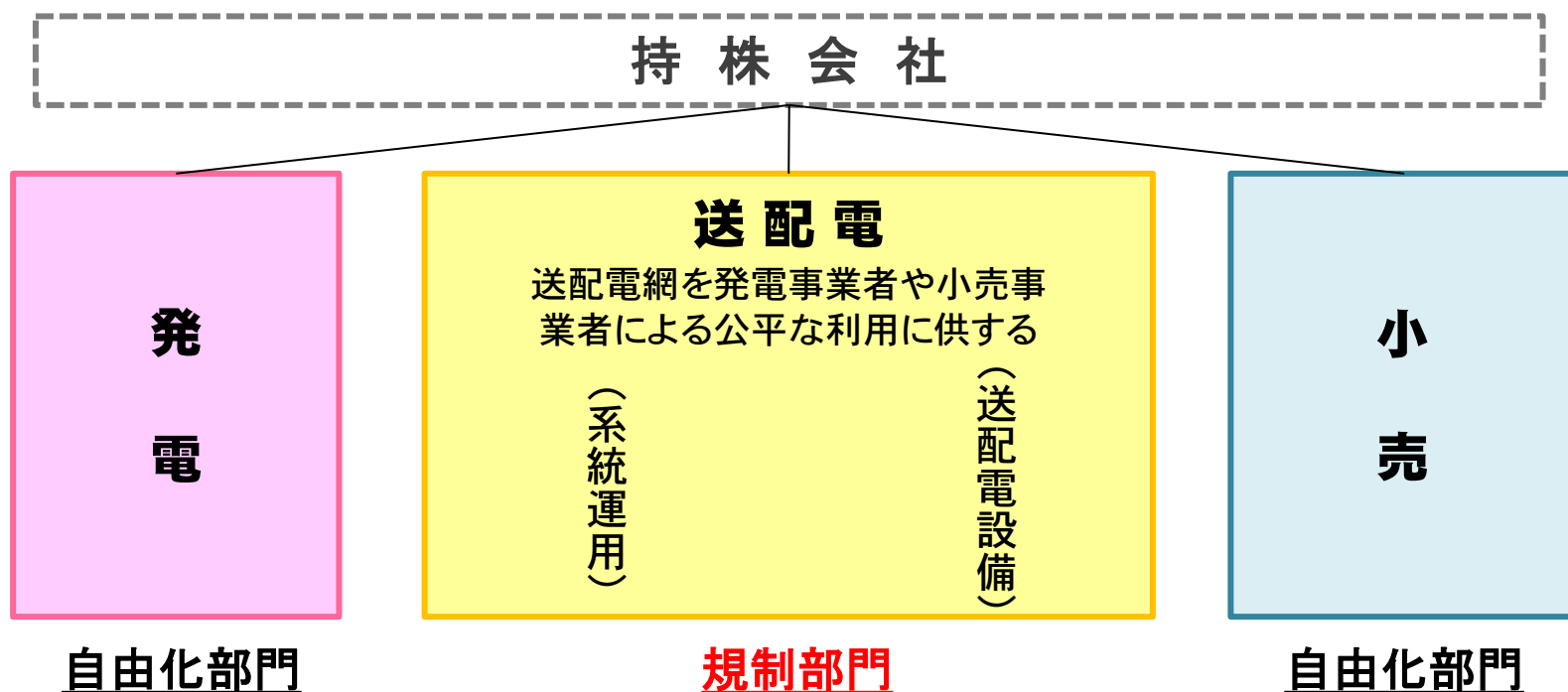


【改革3】 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保 8

1. 既存の電力会社が運用している送配電網を、新規参入の再生可能エネルギー発電会社などが公平に利用できるよう、送配電部門の別会社化（法的分離）により、独立性を高める。

（備考）法的分離とは、送配電部門全体を別会社化する方式。民営電力会社の場合、持株会社の下で各部門をグループ化する方式や、発電・小売会社の下で送配電部門を子会社とする方式を採ることが想定される。

2. 緊急時等における国、広域的運営推進機関、事業者等の役割分担を明確化し、国が安定供給等のために必要な措置を講じる枠組みを構築する。



- ①地域独占・料金規制、②料金による投資回収の保証、③供給責任を措置（最終保障サービス提供、需給バランスの維持義務等）
- 中立性確保のための人事・会計等に関する規制

A 発電事業者【届出制】

- ①発電所の建設
- ②燃料の調達
- ③発電所の運転 ※緊急時は、広域的運営推進機関からの指示により、電源を焚き増す。
- ④小売事業者への電気の卸売

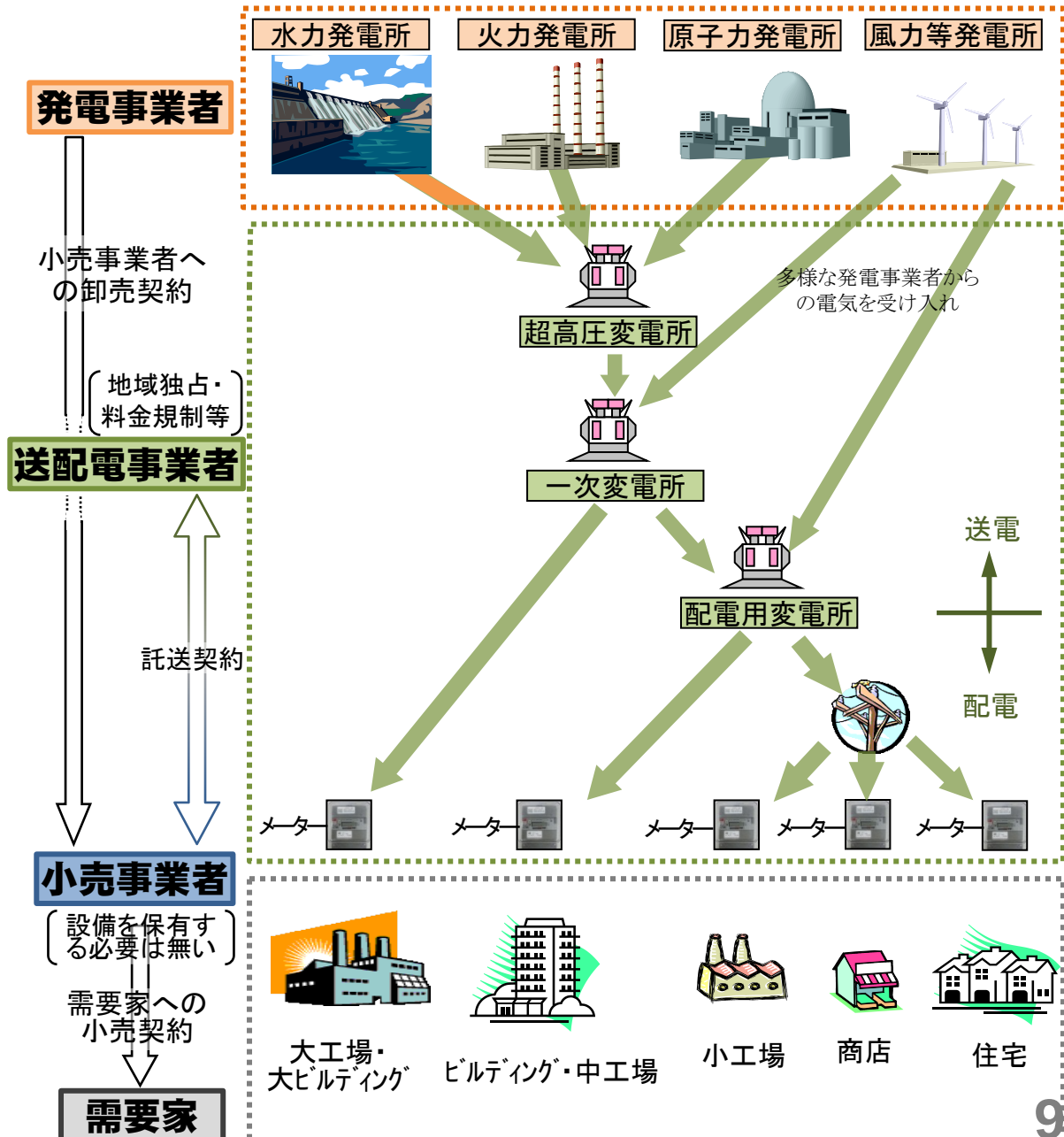
B 送配電事業者【許可制】

- ・ ①地域独占・料金規制、②料金による投資回収の保証、③供給責任を措置（最終保障サービス提供、需給バランスの維持義務等）
 - ・ 中立性確保のための人事・会計等に関する規制
- ①送配電網の建設・保守
 - ②電力系統の運用（各発電所への指令や、送配電網の運用による安定的な電力の供給）
 - ③メーターの設置、電力使用量の検針
 - ④「最終保障サービス」や「離島への料金平準化措置」の提供

C 小売事業者【登録制】

- ①顧客に販売する電力の調達（発電事業者からの購入） ※供給力確保義務あり。
- ②料金メニューの開発・提供
- ③顧客への営業、各種サービスの提供
- ④料金の徴収

（※）発電事業（A）と小売事業（C）との兼業は可能。



発電事業者

- ✓ LNG、石炭火力については今後、発電事業者の新規参入が見込まれる。
- ✓ 資源確保を有利に進めるためには、発電事業における企業・業種を超えたアライアンスによるバーゲニングパワーの発揮が重要。
- ✓ 今後の課題は、①ベース電源をはじめ必要な電源をいかに確保するか、②新規参入の発電事業者に対し送配電網への公平なアクセスをどう確保するか。

電源種別	電源の特性	発電電力量割合	
		震災前(H22年度)	震災後(H24年度)
LNG火力	ミドル・ピーク電源、CO2排出量小	29.3%	42.5%
石炭火力	ベース電源、CO2排出量大	25.0%	27.6%
石油火力	ピーク電源、CO2排出量大	7.5%	18.3%
原子力	ベース電源、CO2排出ゼロ	28.6%	1.7%
水力	ベース電源(揚水はピーク電源として使用)、CO2排出ゼロ	8.5%	8.4%
再生可能エネルギー等(水力以外)	固定価格買取制度により導入が拡大、CO2排出ゼロ	1.1%	1.6%

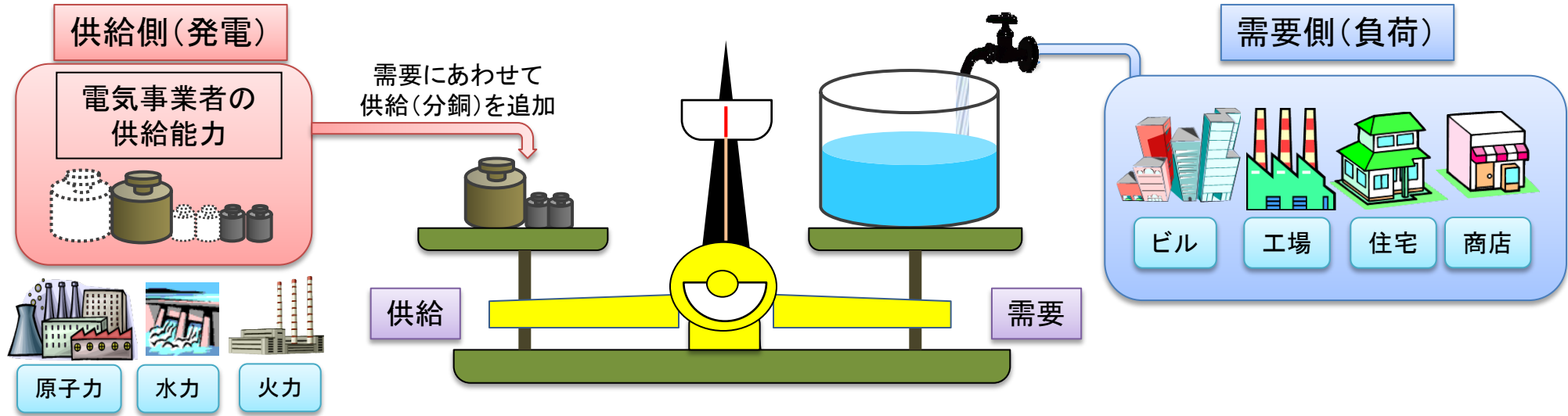
送配電事業者

- ✓ 送配電事部門については引き続き地域独占・料金規制(総括原価方式等)が残る。
- ✓ 送配電ネットワークの建設・保守は送配電部門が行い、今後の人口減少下においても、過疎地も含めて安定供給を確保する。
- ✓ 小売事業者の撤退・破綻時に備えた「最終保障サービス」や、離島へのユニバーサルサービスを送配電事業者が提供することで、最終的な供給保障が確保される。

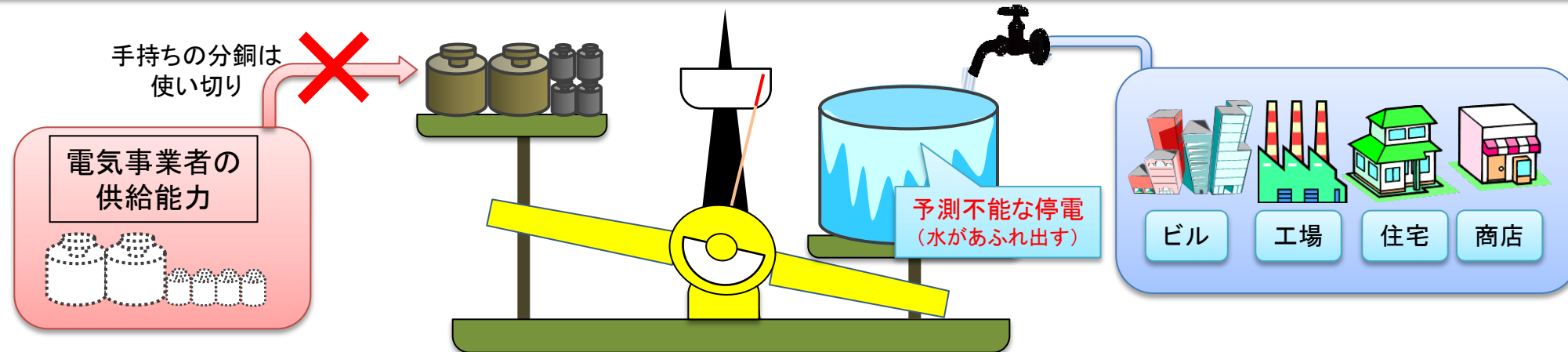
小売事業者

- ✓ 多様なプレーヤーの参入により、「電気を選べる」ようになるとともに、ピークシフト料金など多様な料金メニューの提供も期待される。
【具体例】①他地域の一般電気事業者の参入、②電気と他の製品・サービスとの「セット販売」、③ガス・石油など他のエネルギー企業による参入
- ✓ スマートメーターの導入で需要家の選択によるスマートな消費が実現し、省エネが進む。

- 電気は「貯められない」
- 電気事業者は需要(消費)に対して供給(発電)を瞬時瞬時に合わせている。(周波数の維持、同時同量)
- 電気事業者の供給能力を超えて供給することはできない。



- もし需要が供給能力を超えてしまうと、電力ネットワーク全体が維持できなくなり、予測不能な大規模停電を招いてしまう。



1. 送配電事業者(一般電気事業者の送配電部門)による措置

(1) 需給バランス維持を義務付け(周波数維持義務)

※これまでは一般電気事業者が専ら自社電源を使って需給調整を行ってきたが、今後は現在の一般電気事業者以外の多様な電源も調整力として活用していく。

※送配電事業者は需給バランスを維持するため、発電事業者と需給調整のための契約を締結することとなるが、その際、発電事業者が送配電事業者からの需給調整要請に応じることを義務づける。

(2) 送配電網の建設・保守を義務付け

(3) 最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け

(4) 離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対しても、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付け

これらを着実に実施できるように、現行と同様の地域独占と料金規制(総括原価方式等:認可制)を措置

2. 小売事業者による措置

■ 需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付け(空売り規制)

※①参入段階・②計画段階・③需給の運用段階、それぞれにおいて、国や広域的運営推進機関が確認を行い、実効性を担保。

3. 広域的運営推進機関による措置

■ 将来的に日本全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設

(注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。

(注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。

(注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改革を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

第1弾改正 (2013年臨時国会にて成立)

- ①広域的運営推進機関の設立
- ②プログラム規定

等

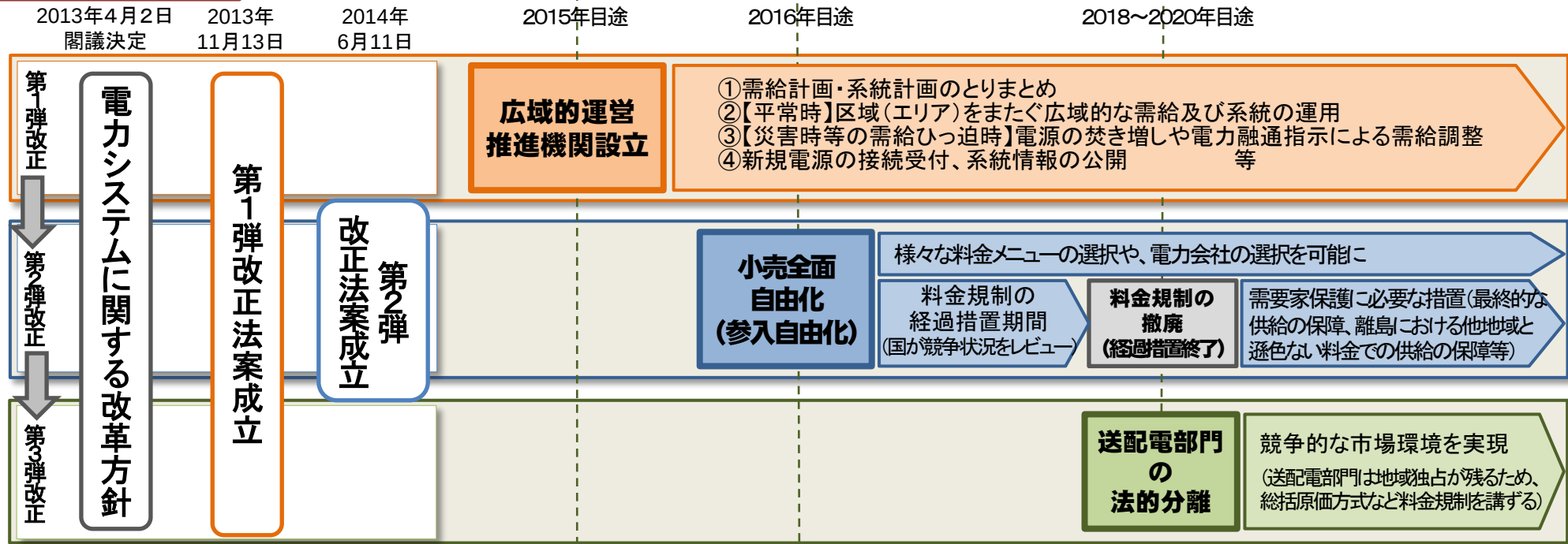
第2弾改正 (2014年通常国会にて成立)

- ①小売全面自由化
- ②一般電気事業制度の見直しに伴う各種関連制度整備

第3弾改正 (2015年通常国会を目指す)

- ①送配電部門の法的分離
- ②法的分離に必要な各種ルール(行為規制)の制定

改革実施の工程

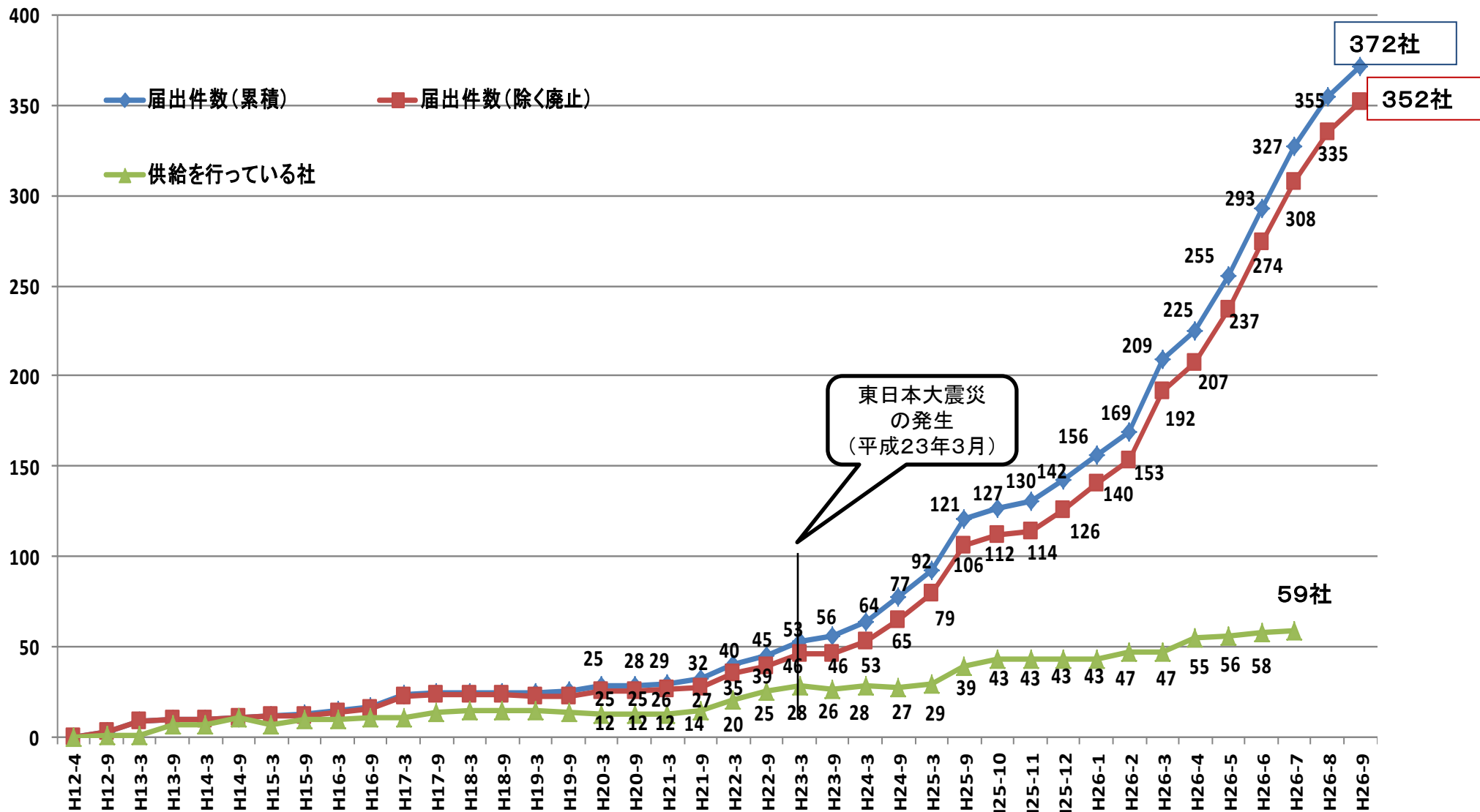


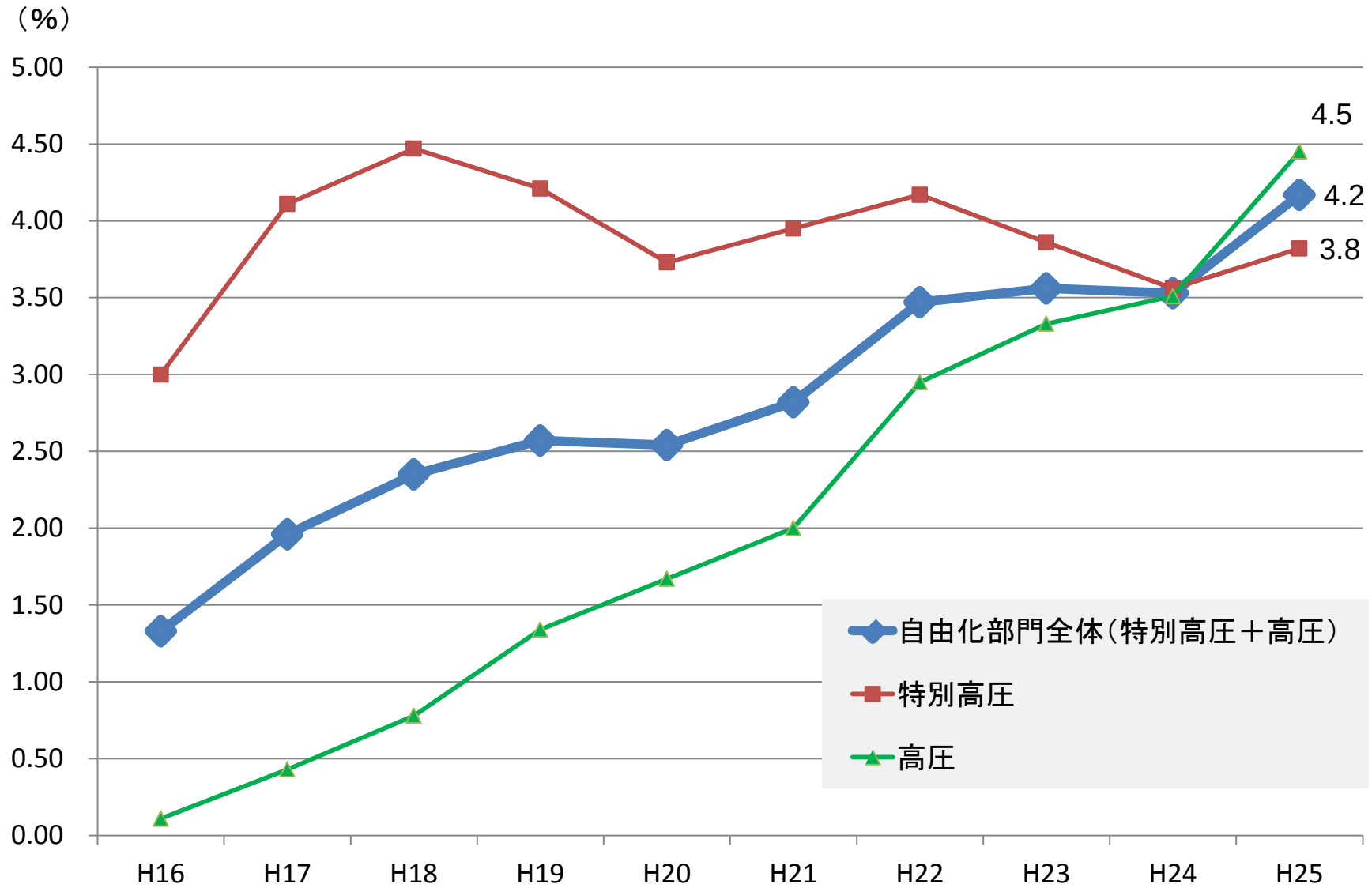
(※2015年目途:新たな規制組織)

参考資料

- (1) 電力市場構造の現状(新電力、卸電力市場)
- (2) 発電事業者に対する規制等
- (3) 電気事業法改正(第3弾)に向けた検討状況

新電力の数の推移





出所: 電力調査統計 「平成25年度 総需要速報 概要」より

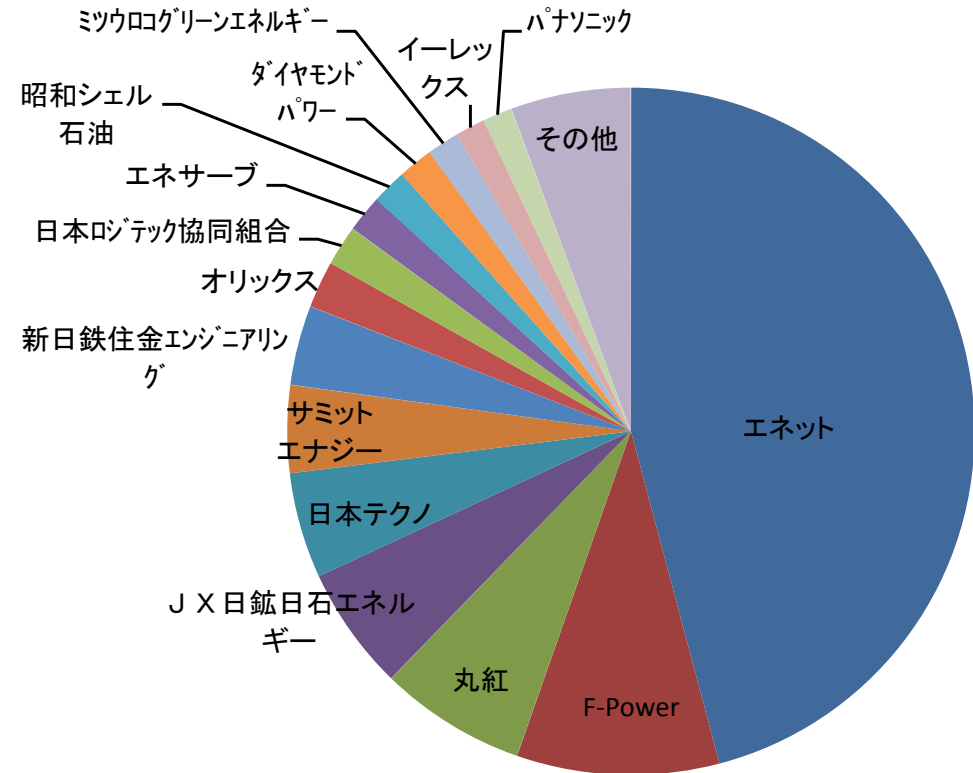
(http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/results.html)

主要な新電力

- ①エネット(106.3億kWh)
※NTTファシリティーズ、東京ガス、大阪ガスの共同出資子会社
- ②F-Power(22.1億kWh)
※省エネサービス事業から発展
- ③丸紅(15.9億kWh)
- ④JX日鉱日石(13.5億kWh)
- ⑤日本テクノ(11.5億kWh)
※電気設備の保安に関するサービス提供と併せて電力を販売

(参考) 数字は2013年度の総需要量。なお、四国電力(272.1億kWh)、沖縄電力(75.6億kWh)

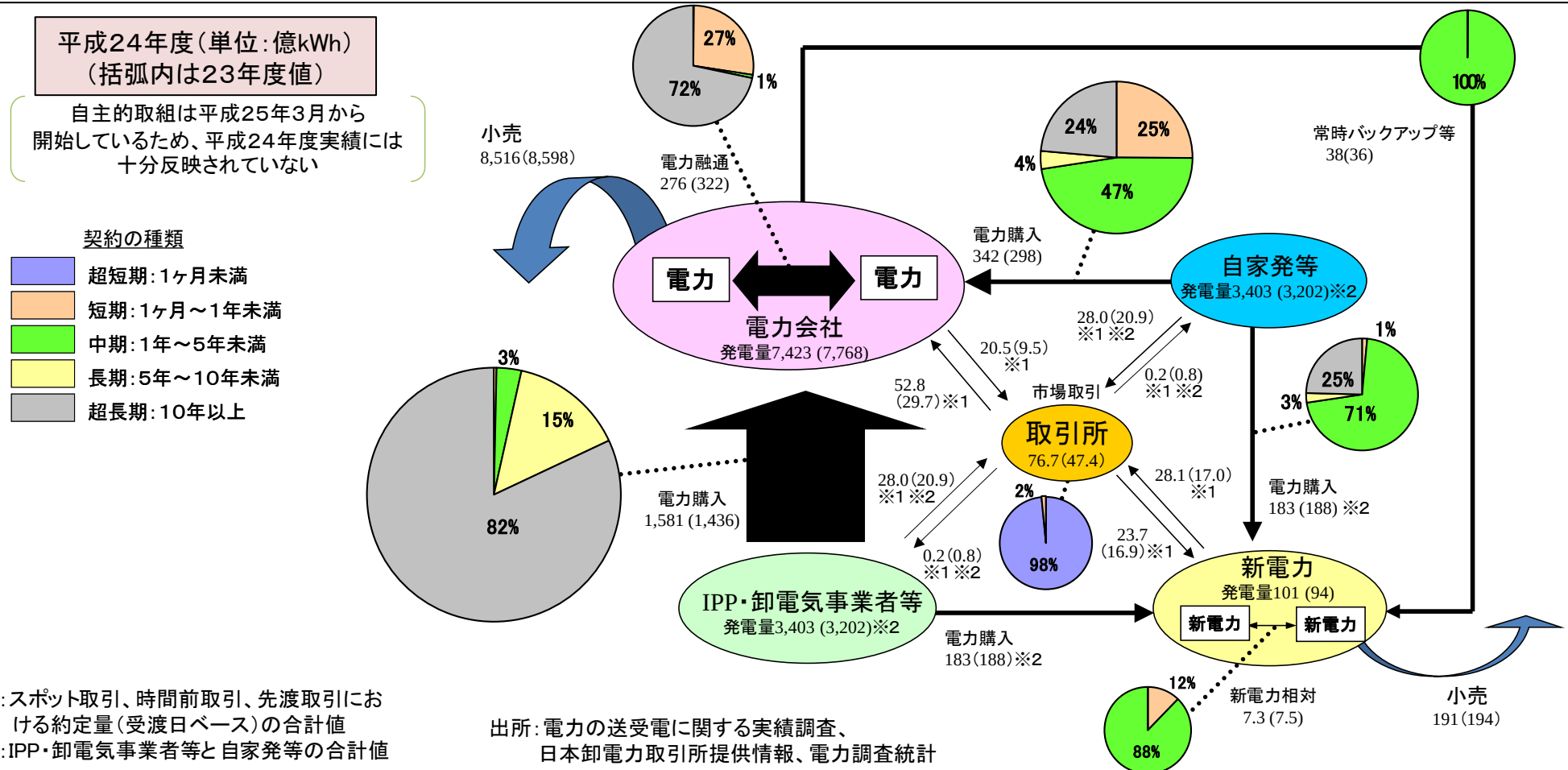
2013年度の新電力各社のシェア



※新電力が我が国の電力需要に占める割合は、自由化部門の需要の4.2%(全需要の2.6%)にとどまる。(2013年度)

現在の卸電力市場は、一般電気事業者同士の取引も含め、一般電気事業者向けの長期/超長期の相対契約を中心に構成されており、流動性が不足している状況。ただし、足元では、一般電気事業者の自主的取組により、依然として限定的ではあるが以前と比べると流動性が増しつつある

- 卸電力市場においては、①一般電気事業者－IPP・卸電気事業者及び、②一般電気事業者同士による長期の相対取引が大部分を占める構造に大きな変化は見られないが、自由化の進展に伴い、卸電力の取引形態は多様化している。
- 新電力については、その取引の過半が5年以下の比較的短期の取引となっている。卸電力取引所で取引された電力量は、76.7億kWh(平成23年度は47.4億kWh)であり、小売販売電力量に占める比率は0.9%(平成23年度は0.5%)にとどまる。



- 卸電気事業者は、一般電気事業者に対し電気の卸売りを行う者のうち200万kW超の発電設備を有する者として電気事業法上の「電気事業」の許可を得た事業者であり、電気の安定供給を確保する担い手として相応の規制が課されている。
- 一方、卸供給事業者は、一般電気事業者に対し一定規模・一定期間以上にわたって電気の卸売りを行う事業者。電気事業法上の「電気事業」には当たらず、従って事業許可等の参入規制はないが、卸供給条件の届出が必要（行為規制）。
- その他、電気事業法上の事業規制はないが、特定規模電気事業者（新電力）等に電気を卸売りする発電事業者^{（注1）}や、主として自らの工場で用いる電気を発電する自家発自家消費が存在。

類型	供給の相手方	事業規制	料金規制	その他の電事法上の主な規制 ^{（注2）}	電事法上の公益特権	主な事業者等
卸電気事業	一般電気事業者	許可 （対象：200万kW超の発電設備を有する事業者）	卸供給条件の届出 （対象：一般電気事業者に対する10年以上1000kW超もしくは5年以上10万kW超の電気の供給）	事業の休止・廃止許可、供給義務、非常時の供給命令 等	他人の土地等の一時使用、立入り、通行、植物の伐採又は移植、公共用の土地使用	電源開発、日本原子力発電（2社のみ）
卸供給 （IPP、共同火力等）		不要	卸供給条件の届出 （対象：一般電気事業者に対する10年以上1000kW超もしくは5年以上10万kW超の電気の供給）	なし （注2）	植物の伐採又は移植（災害時のみ）	神鋼神戸発電、新日鐵住金、JFEスチール、JX日鉱日石 等
（卸供給の要件に満たないもの） 発電事業 ^{（注1）} （非規制）		不要	なし	なし （注2）	植物の伐採又は移植（災害時のみ）	工場・事業所・家庭等
発電事業 ^{（注1）} （非規制）	一般電気事業者 以外の電気事業者	不要	なし	なし （注2）	植物の伐採又は移植（災害時のみ）	工場・事業所・家庭等
自家発 自家消費	自家消費	不要	なし	なし	植物の伐採又は移植（災害時のみ）	工場・事業所・家庭等

（注1）電気事業法上は、発電事業という類型は存在しないが、ここでは卸供給に該当しない電気の卸売りを「発電事業」と称する。

（注2）第183回通常国会に提出した「電気事業法の一部を改正する法律案」においては、卸供給事業者や特定自家用電気工作物設置者を経済産業大臣の供給命令や供給勧告の対象とする予定だった。

（注3）別途、保安の観点からの規制等は存在する。

- 発電事業は、①多様な事業者の参入による競争の促進により、効率的な電気の供給を図ることが求められること、②供給の相手方に一般家庭等が含まれる小売電気事業と異なり、取引の相手方が電気事業者であることから、小売電気事業や一般送配電事業などとは異なり、参入に当たって厳格な規制を課す必要性に乏しい。
- しかしながら、電気の安定供給に万全を期す観点から、小売電気事業等の用に供する電気を自らの発電設備を用いて発電する事業を行う事業者のうち、「一定規模以上」のものについては、
 - ① 災害その他の緊急時に発動される供給命令の対象となる者を、国が事前に把握しておく必要があること
 - ② 発電設備をどの程度保有し、又は保有する予定があるか、また小売電気事業者等にどれだけの電気を供給することを予定しているか、といった事項等についての計画(供給計画)を定期的に提出させ、我が国全体の電力需給が安定的であるかどうかを国や広域的運営推進機関が確認する必要があることから、必要最小限の規制として、事業の開始時に届出義務を課すこととしている。

発電事業者に求められること

- ① 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ② 供給計画の提出義務(発電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務)
- ③ 一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ④ 広域的運営推進機関への加入義務

加入に伴い、以下のようなことが必要となる。

- 会費の支払い
- 広域機関からの指示の対象
- 発電計画等の情報提供義務
- 総会(年2回)への出席
- 諸事務手続き

⑤会計整理義務

※具体的な会計整理の内容については、引き続き検討。なお、小規模事業者等については、過度な負担とならないよう一定の配慮を検討。

⑥償却命令の対象

※現在、命令の対象となっているのは、一般電気事業者と卸電気事業者の一部のみであり、通常、償却命令が行われることは想定していない。

⑦国への諸届出(事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の承継・休廃止・解散時の届出)

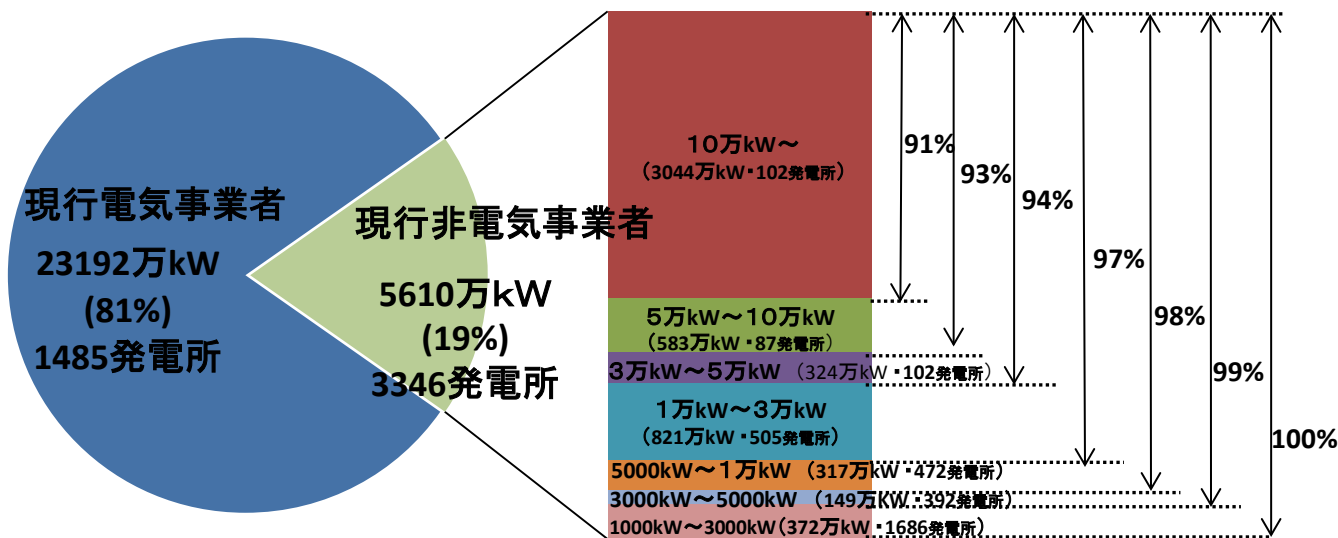
⑧経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象

※なお、発電事業に該当するか否かにかかわらず、システムを利用する場合には、同時同量等のルールに従う必要がある。

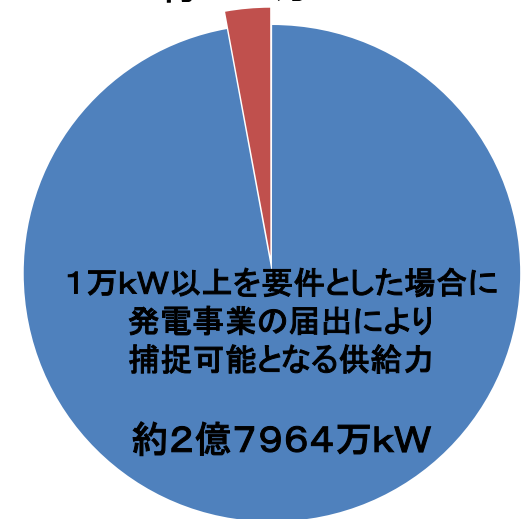
○発電事業の一定規模以上の要件については、以下の理由により、「1万kW以上」としてはどうか。

- ①統計上把握しうる我が国の総発電規模(kW)のうち、約97.1%以上を把握し、緊急時の供給命令の対象とできることとなり、電力の安定供給を確保する上で適当であると考えられること。
- ②1万kW以上の発電事業用の電気工作物を維持・運用するためには、相当程度の投資が必要であり、主体的な事業運営を行っている事業者であることが期待されるため、事業者に対し、供給計画の作成等の電気事業法上の一定の義務を課すに当たり適当であると考えられること。

現行の電気事業法体系下における各事業者の供給力(kW)



1万kW未満の発電設備の合計
約838万kW



我が国全体の約97.1%を捕捉可能。

※1:現在の統計の性質上、我が国の供給力として把握できているのは、1000kW以上の自家用電気工作物のみであるため、実際の我が国全体の供給力とは一致しない。

※2:現在の統計の性質上、非電気事業者については、発電所単位の捕捉となっているため、事業者単位で捕捉した場合と数字にずれが生じる可能性がある。

○前回WGにおける意見を踏まえ、主に自家発自家消費のために発電設備を維持・運用する事業者に一定の配慮措置を講ずる観点から、以下の3つの要件のいずれをも満たす発電設備(系統への連系点単位で捕捉。以下同じ。)について、発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力(同時に逆潮流可能な電力の値)を事業者単位で合計し、その値が1万kWを超える事業者を発電事業者とすることとしてはどうか。

- ①当該発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)。
※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
- ②当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費量等を除く)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が5割を超えることが見込まれること(※)(自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。)
※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれること。
- ③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。

○なお、こうした要件に該当しない電源であっても、系統に接続しており、かつその発電設備の発電容量が1000kW以上である場合には、特定自家用電気工作物(以下「特定自家発」という。)に該当することになり、国による供給勧告の対象となりうることから、安定供給確保に大きな支障はないものと考えられる。

要件①

託送契約上の
同時最大受電電力
発電設備の発電容量 $> 50\%$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件②

系統への逆潮流量 - 特定供給等分
総発電量 - 所内消費量 $> 50\%$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件③

発電設備の発電容量 $\geq 1000\text{kW}$

※なお、ある発電設備が要件①～③を満たすかどうかを判断するにあたっては、系統への連系点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 (略)

- 「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)や「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)においては、送配電部門の一層の中立性を確保するために、「法的分離」を実施することとしている。昨年11月13日に成立した第一弾改正法の附則においても、同様の内容が盛り込まれている(プログラム規定)。
- 法的分離の方式により送配電部門の一層の中立性の確保を行う場合には、送配電事業を行う会社と発電・小売事業を行う会社の間の兼業規制に加えて、資本関係があることから、人事・予算等についての厳格な行為規制が必要となる。このため、次頁以降の内容につき、検討を行うことが必要。

電力システム改革専門委員会報告書(平成25年2月8日取りまとめ)(抄)

IV. 送配電の広域化・中立化

4. 法的分離の実施

送配電部門の中立性の確保は、法的分離の方式を前提に作業を進める。

電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

II 主な改革内容

3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

(中立性確保の方式)

発電事業者や小売電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、送配電部門の中立性の一層の確保を図る。具体的には、一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが会社間で資本関係を有することは排除されない方式(以下「法的分離」という。)を実施する前提で改革を進める。

法的分離の方式は、機能分離の方式と比較した場合、送配電設備の開発・保守と運用の一体性が確保でき、安定供給や保安の面で優位であるほか、送配電部門への投資、発電事業・小売事業の経営の自由度の面でも優位性がある。また、外形的に独立性が明確であるが、一層の中立性を確保するための人事、予算等に係る行為規制を行う。

「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年11月13日成立)(抜粋)

附則第11条

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも営むことを禁止する措置をいう。以下この項及び次項において同じ。)によって実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととすることをいう。)によって実施することを検討するものとする。

- 同一の会社で一般送配電事業と発電・小売事業とを営むことが可能な現行制度の下においては、送配電部門の中立性の確保が不十分であるとの指摘が絶えない。また、再生可能エネルギー等の分散型電源の推進という観点からより一層の中立性の確保を求める声が大きい。
- このため、法的分離の方式により送配電部門の一層の中立性の確保を行う場合、一般送配電事業者と発電・小売事業者との間の資本関係は許容されることから、顧客利便性、電気の安定供給及び業務効率性に配慮しつつ、公平かつ中立的な電力市場の整備をより一層図るため、厳格な行為規制を講じることが必要。
- 第二弾改正において措置されている行為規制では、以下の観点からの対応が不十分であるため、法的分離と併せて、その観点からの行為規制を課すことが必要。

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保

資本関係がある発電事業者又は小売電気事業者等が、一般送配電事業者に対して影響力を行使することによって、一般送配電事業者の中立性が害される恐れがある。そのため、かかる影響力行使について制度的に対処することが必要。

(Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限

一般送配電事業者が上げた利益等を資本関係がある発電事業者や小売電気事業者に有利な条件で移転することによって中立性・公平性を失する可能性がある。そのため、かかる利益等の移転について制度的に対処することが必要。

(Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に生じるメリット享受の制限

規制分野である一般送配電事業を行っていることのメリットを資本関係がある発電事業者や小売電気事業者が活用することで中立性・公平性を失する可能性がある。そのため、かかるメリット享受について制度的に対処することが必要。

○具体的な論点の内容としては、以下のとおり。

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保

- － グループ会社による不当な影響力行使に関する規律
- － 取締役等の資格に関する規律
- － 取締役等の退任後の就任、就職先に関する規律
- － 機関設計に関する規律
- － 人事管理に関する規律
- － 一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律等

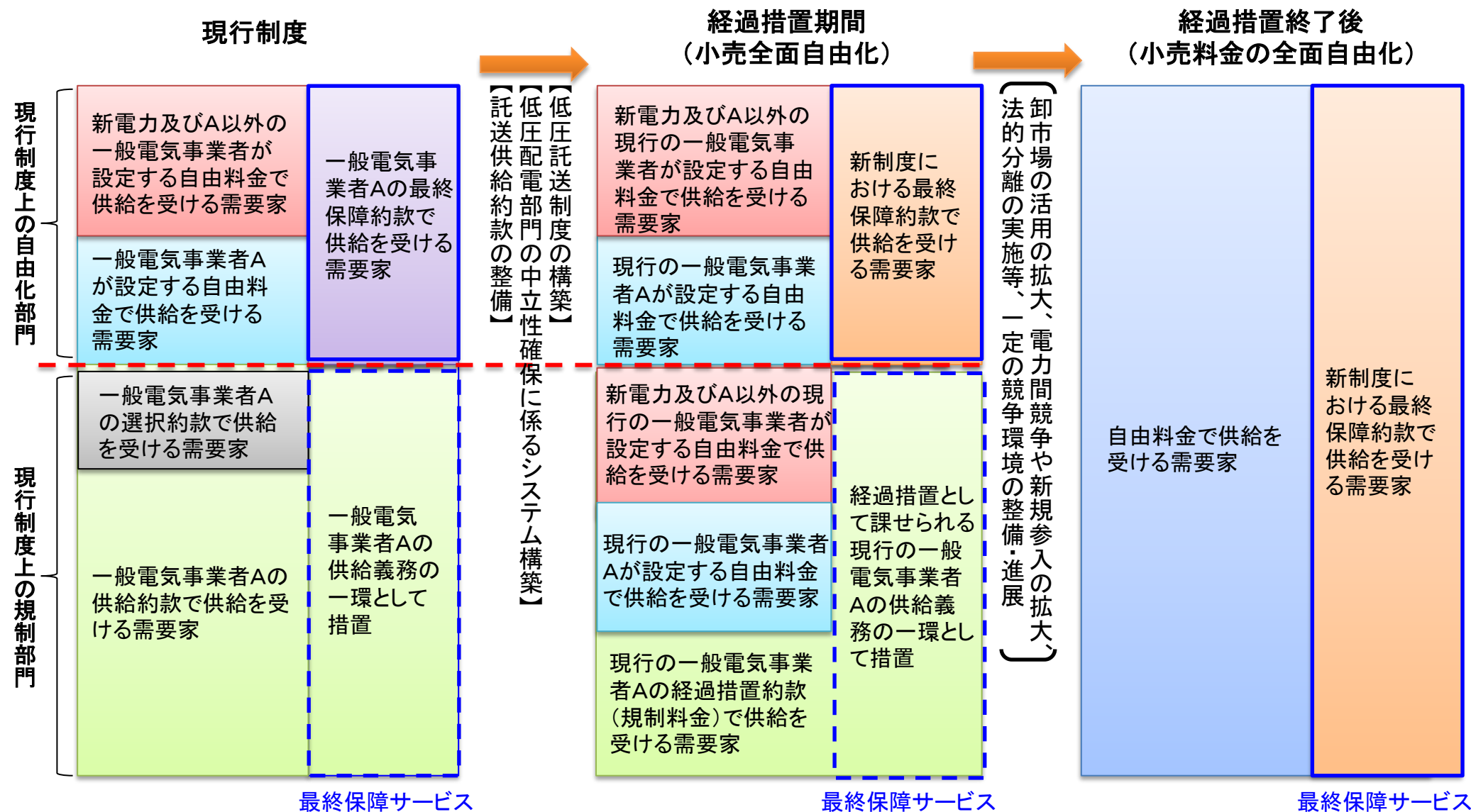
(Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限

- － ファイナンス取引等の取引に関する規律等

(Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に生じるメリット享受の制限

- － 社名、商標等に関する規律
- － 広告・宣伝に関する規律
- － 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合に必要な規律等

○「規制なき独占」を防ぎ、需要家の保護に万全を期した上で、小売料金の全面自由化を実施。



※離島需要については、小売全面自由化時から離島ユニバーサルサービスを提供。

○「電力システム改革専門委員会報告書」(25年2月)、「電力システムに関する改革方針」の閣議決定(25年4月)等で示された電力システム改革の工程、手順の基本的な方向性に沿って、実務的な課題への対応も含めた具体的な制度設計に関する検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会の下に「制度設計ワーキンググループ」を設置し、議論を重ねているところ。

制度設計 WG 委員 (計14 名・敬称略)

- ◇電力技術
 - ・横山明彦 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授(WG座長)
- ◇電力技術
 - ・林 泰弘 早稲田大学大学院 先進理工学部 教授
- ◇電力制度
 - ・松村敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授
- ◇電力制度
 - ・大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授
- ◇電力経営
 - ・圓尾雅則 SMBC日興証券株式会社 マネジングディレクター
- ◇消費者
 - ・辰巳菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問
- ◇情報システム
 - ・稲垣隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士
- ◇事業者 ※事業者は議決権の無い「専門委員」として参加
 - ・東北電力株式会社 執行役員 電力システム部長 中野春之
 - ・中部電力株式会社 執行役員 営業部長 前田英範
 - ・関西電力株式会社 執行役員 電力流通事業本部副事業本部長 野田正信
 - ・中国電力株式会社 執行役員 経営企画部門部長 瀧本夏彦
 - ・電源開発株式会社 審議役・流通システム部長 寺島一希
 - ・株式会社エネット 取締役営業本部長 遠藤久仁
 - ・株式会社 F-Power 取締役 沖隆
- ◇上記のほか、テーマに応じて以下のようなオブザーバーを随時招聘
 - ・発電会社(再生可能エネルギー事業者、ガス・鉄鋼・製紙会社等)
 - ・システム開発関係事業者(ベンダーやその団体)
 - ・金融関係者(全国銀行協会等)
 - ・消費者庁、公正取引委員会、自治体等の関係機関 等

主な議題

○第1回WG:25年8月2日(金)

1. 広域的運営推進機関の業務及び組織について
2. 卸電力市場の活性化に向けた取組状況について

○第2回WG:25年9月19日(木)

1. 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
2. 新たな供給力確保策について
3. 小売自由化、送配電部門の一層の中立化に必要なルール整備
4. 自己託送制度の制度設計について

○第3回WG:25年10月21日(月)

1. 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
2. 卸電力市場の活性化について
3. 改革後の需給調整の仕組みについて
4. 電力システム改革を通じた再生可能エネルギーの導入量拡大

○第4回WG:25年12月9日(月)

1. 広域的運営推進機関が整備すべき事項について
2. 供給力・調整力確保について
3. 卸電力市場の活性化について

○第5回WG:26年1月20日(月)

1. 広域的運営推進機関のルールについて
2. 送配電部門の中立性確保について
3. 供給力・調整力の確保について
4. 一般電気事業者の資金調達について

○第6回WG:26年6月23日(月)

1. 広域的運営推進機関に関する制度設計について
2. 卸電力市場の活性化について
3. スイッチング支援システムの検討状況について 等

○第7回WG:26年7月30日(水)

1. 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
2. 広域的運営推進機関ルール・供給計画・需給計画について
3. スマートメーターから得られる情報提供ルールについて

○第8回WG:26年9月18日(木)

1. 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
2. 送配電部門の調整力の確保について
3. インバランス制度について
4. 法的分離について